

# 第8回

## 横須賀市景観審議会

### 議事録

横須賀市都市部景観推進課

## 第8回横須賀市景観審議会

1 日 時 平成19年(2007年)9月10日(月)13:30から15:40

2 場 所 横須賀市役所3号館3階 302会議室

3 議 案

(1) 眺望点指定及び眺望景観保全基準策定について(審議)

(2) 横須賀市景観計画の変更について(審議)

4 出席者

委員

・加藤 隆夫 委員  
・国吉 直行 委員  
・住岡 和枝 委員  
・諏訪 芳朗 委員  
・曾根 幸一 委員長  
・田口 敦子 委員  
・富澤 喜美枝 委員  
・湯澤 正信 委員  
・吉田 慎悟 委員

事務局職員

・都市部長 鈴木 正  
・景観推進課長 長島 洋  
・景観推進課主査 平井 毅  
・景観推進課主任 土屋 文代  
・景観推進課 境 高宏

5 傍聴人 1人

6 議事要旨 次のとおり

○事務局（平井）

初めに都市部長よりご挨拶を申し上げたい。

○鈴木都市部長

景観法を十分に活用して景観行政を進めていきたいと考えている。

本日は既に諮問している「眺望点及び眺望景観保全基準」と、本日新たに諮問する「景観計画の変更」についての審議をいただき、それぞれ答申をいただきたくよろしくお願ひしたい。

都市部長が諮問書を代読し、曾根委員長に諮問書を手渡した。

○事務局（平井）

会議開催の前に、委員の出席状況を報告する。委員9名中、9名全員が出席しているので、横須賀市景観審議会規則第3条第2項の規定により、審議会が成立していることを報告する。

なお、本日の傍聴者は1名である。

それでは、配布資料の確認をする。

次第

資料1 （仮称）くりはま花の国眺望点及び眺望景観保全基準

資料2 横須賀市景観計画の変更について

資料 横須賀市景観計画

では議事進行を曾根委員長にお願いする。

○曾根委員長

それでは、第8回横須賀市景観審議会を開催する。

初めに運営要領に基づいて、本日の議事録の署名委員を指名する。従来より名簿の順番でお願いしているので、慣例に従い今回は富澤委員と湯澤委員を指名する。

本日の議事内容は、

（1）眺望点指定及び眺望景観保全基準策定について（審議）

（2）横須賀市景観計画の変更について（審議）

の2件である。

では、議事（1）眺望点指定及び眺望景観保全基準策定について（審議）に入る。

事務局から説明をさせる。

○事務局（平井）

まずは眺望景観保全基準の仕組みから説明する。

横須賀市景観計画と横須賀市景観条例では、本市の特徴である海や緑豊かな丘陵への良

好な眺望を保全するため、眺望点を指定し、そこから眺望できる建築物などの高さにかかる基準を定めることができることとなっている。ただし、眺望点は市内の公共の場所に限定される。

眺望点を指定し眺望景観保全基準を策定した場合には、告示し、また景観計画へ位置付けることとなっている。

眺望景観保全基準は、実効性を持たせるため、都市計画に定める高度地区の緩和の認定基準として位置付けられており、高度地区緩和認定の際に制限されることになっている。

#### 久里浜選定の理由

眺望景観保全エリアとして平成2年に策定された「横須賀市都市景観整備基本計画」に位置付けられている。久里浜港内湾や東京湾と周辺丘陵を望む良好な眺望の視点場が存在している。久里浜港内湾からはペリーが来航時に見た久里浜の姿である千代ヶ崎からくりはま花の国、千駄ヶ崎へと続く内陸への眺望があり、この眺望をペリー上陸の地として残しておくことが大切である。これらの久里浜ならではの眺望は市民共有の財産であるということを経由として選定の検討を進めてきた。

平成2年の横須賀市都市景観整備基本計画には、9か所の眺望景観保全エリアが定められている。平成16年7月に中央公園眺望点を既に指定告示している。中央公園と久里浜を先行したのは、その周辺の都市計画用途が、ある一定の高層建築物を許容するという設定になっており、良好な眺望が高層建築物で阻害される可能性が高いということから優先して検討している。

#### 資料1参照

区域図には2つの眺望点を赤字で、久里浜港眺望点から周囲の稜線を概ね包括できる半径1キロの円の内部を眺望景観保全の範囲としている。

眺望点の審議経過としては、3点の候補を検討してきたが、ハープ園内の眺望点候補については、その範囲内に久里浜駅前の商業地域が含まれていることから現段階では指定をしないが、2点を指定することで久里浜港への眺望や千代ヶ崎への眺望は確保される。

高さの制限は、A地区は高度地区の最高限度である31m、B地区は高度地区の最高限度である20m、C1地区は高度地区の緩和の最高限度である22.5m、C2地区は高度地区の緩和の最高限度である30mとしている。

適用除外は、施行時に現に存する建築物や工事中の建築物については既存の容積、高さの中で、制限の適用を除外するというものである。

#### ○曾根委員長

2つの眺望点があり、1つは仰角、1つは俯角となる眺望を有するものである。港を囲んで半径1キロの範囲を設定して建物の高さを定めているものである。

開発を行う際に、事業としてはある一定の床面積の量が必要となる。日本の法律では、建物を縦にのばしても、横に広げても良いことになっている。この眺望景観保全基準を規定すると、縦に伸びることを規制するので特殊なものを排除することができる。

なにかご意見があればどうぞ。

○国吉委員

事務局の説明で高度地区というベースの高さがあって、それを緩和する際に基準を適用するということがあったが、もう一度そのベースの高さを説明して欲しい。

○事務局（長島）

- ・ A 地区は高度地区最高限度 31m で、緩和すると上限はなくなる。⇒眺望景観保全基準では緩和させないので 31m 制限とする。
- ・ B 地区は高度地区最高限度 20m で、緩和すると 30m となる。⇒眺望景観保全基準では緩和させないので 20m 制限とする。
- ・ C1 地区は高度地区最高限度 15m で、緩和すると 22.5m となる。⇒眺望景観保全基準では緩和して 22.5m 制限とする。
- ・ C2 地区は高度地区最高限度 20m で、緩和すると 30m となる。⇒眺望景観保全基準では緩和して 30m 制限とする。

○国吉委員

A 地区と B 地区は緩和を認めない、C1 地区と C2 地区は比較的ベースが低いので緩和を認めるということか。

○湯澤委員

中央公園は、眺望点から海まで高さが斜めに設定されていて、市民にわかりやすかったが、久里浜地区は法律的でわかり難い。

○事務局（長島）

中央公園は、眺望点から海面まで距離があるので紡錘状に斜めに線をひくことができた。久里浜は、海までの距離が短いので紡錘線を引いても意味がない。今回提案の高度地区に合わせた案の方がわかり安いと考えた。

○湯澤委員

長瀬 2 丁目の部分に関しては、海辺の方が奥の方よりも建物が高くていいことになっている。考え方が逆転しているのではないか。

○国吉委員

A 地区、B 地区に関しては基準を定めているが、C1 地区、C2 地区は定めなくても変わらないのではないか。

○曾根委員長

A 地区、B 地区以外は基準を策定してもしなくても同じということではないか。

○事務局（長島）

総合設計制度等を使うような場合には、高度地区の緩和の上限以上のものがでてくる可能性も残されている。それも抑えたい。

○国吉委員

景観の要素は高さ以外にもたくさんある。別の要素を含んで基準にうたわれていると眺望の趣旨もわかりやすいのではないか。

○曾根委員長

国吉委員の指摘も重要である。この基準で決めているのは景観の基本的なシルエットであるが、景観には風景の基本的な骨格を決めることだけでなく、色彩や広告物や壁面の分節などの景観要素である表層がある。表層についても細かく確認が必要な地区であるとして一行加えられるとこの範囲を決めた意味があるのではないかという意見である。

今回の眺望景観保全基準に一行書き加えなくてもこの範囲の決め方は意味を持つことができるのか。

○事務局（長島）

検討したい。冒頭に説明したが、眺望点を指定して眺望景観保全基準を規定することは、高さについての考え方をうたうことが第一であり、制限に結びつくものである。

国吉委員のご意見のように、そのシステムとは別に、せつかく眺望景観保全基準を決めた区域なのだから、他の景観要素である色彩基準や壁面分節や屋外広告物についての項目も別に定めることは検討したい。

眺望保全のエリアに入っているというお墨付きがあれば誘導の仕方をもう少し強く言えるようになることもある。

○加藤委員

適用除外は現段階ではどのようなものが該当するのか。シミュレーション写真に写っている高い建物はどこの建物か。

既存不適格はどのくらいの数あるのか。

○事務局（長島）

写真の建物はC1地区内の建物である。こういった既存の建物はこの基準が適用除外になる。将来建て替えるときも既存不適格として適用除外になる。

既存不適格の数は現段階で4、5件あると思われる。

○富澤委員

適用除外に関しては、久里浜以外どこでも同じことが言えると思うが、再考が必要であると以前にも話しがあったと思う。今後全ての眺望点で適用除外となってしまうのか。

○事務局（長島）

高度地区の緩和認定でも既存不適格の建替は認められている。眺望景観保全基準でNoといっても制限をかけることはできない。

○国吉委員

仕組みの問題である。建替の時はまた許可認定をするので、その時に建築審査会はこの

基準を配慮するのではないか。認定の運用の問題である。

わざわざ適用除外を書いておかなくてもいいのではないか。基準に沿うように努力してもらうことは必要である。これ（適用除外）を書いておくと、あえて高い建物を作ってくださいと言っているようなものではないか。

容積を減らさない程度に高さを低くしてもらうように求めるべきである。どうしても高くなければならないときには建築審査会に任せればよいのではないか。市民からどうなっているのか聞かれたときに、基本的に協力を求めていくが、制度的に支えきれないのであれば、それを後で説明すれば良いのではないか。これ（適用除外）だけを書くことによって事業者はあまり努力しなくなってしまうのではないか。

#### ○事務局（長島）

文書になって一人歩きすると、書いてあった方が明確であると思う。結果的には変わらないかもしれないけれど、他の表現も考えたい。

#### ○諏訪委員

市民のひとりとして言うと、法的にはいろいろあるだろうが、基本的な考え方として少なくとも、今以上に景観が悪くならないということが考えの基本になっていけば、理解しやすい。

#### ○吉田委員

現在5棟くらいある既存不適格の建物はマンションか。マンションなら住んでいる人が不服を言うことは無視できないであろうが、商業用途なら新基準に合わせてもらった方が良いので、わざわざ適用除外を書かないほうが良いと思う。

#### ○国吉委員

C1地区、C2地区でも、適用緩和をする場合に、同じ戸数・同じ容積で高さを抑えてもらう努力、協力を求めていくことは必要である。そういう流れができるような仕組みとしておいたほうが良い。既得権ではなく、みんなで景観を支えるという意識を持っていることが大切である。

#### ○事務局（長島）

書き方については、制限にリンクするので法規上の表現で明確にしなければならないこともあると思う。内部で調整したい。適用除外については高度地区に順ずる、というような書き方にするなど、可能であれば表現は工夫する。

今日の意見を踏まえて今後の運用をしていきたい。

#### ○富澤委員

横須賀市の場合、縦方向だけでなく横方向も既にめいっぱい建物が建っている。高さを抑えて横に広げようとしても場所がないということもある。

既存のものをそのままOKにしたらきれいになっていかない。既得権を使うのは難しいという書き方にしたい。中央公園にしてもそれはこのまま進んでいるということだっ

たが、今後住民の意識が変わればまた変わる面もあると思うので、業者に有利な書き方は差し控えるようにして欲しい。

○曾根委員長

容積率が200%、あるいは300%くらいならば、高さをいろいろ工夫する余地があるはずである。この久里浜地区では十分選択の幅があると思う。

後段にご指摘の文章の書き方については、私も景観づくりに努力して欲しいというようなことがわかるような文章にして欲しい。

○事務局（鈴木部長）

高度地区の条例を定めるときには、今回のような地域限定ではなく、全市的な議論があった。事業者が高度地区の高さ制限にかなり抵抗するということが市側は構えていたが、実際には、現在のマンション住民から建替ができるようにしてくれとの意見が一番多く、適用除外を付けることとなった。市が直接対面したのは、事業者ではなくマンション住民からであり、意見を聞かざるをえなかったため、既存不適格の適用除外を最終的に設けた経過がある。

容積はあまっており、高さを抑えると戸数が減ってしまうのでマンション住民からの要望が多かった。

○曾根委員長

理論的には矛盾があるように思うが、セットバックなどを義務付けられることによって高層になってしまうということもありうる。十分な道路幅員があるところでセットバックなど意味がないこともあるのに。

他にご意見はあるか。

○田口委員

景観計画であるので、C1地区、C2地区については、広告物についての文言が何らかの形で必要であると思う。高さの話しだけをしているが、マンションに広告物をつけたりする可能性もあるので、見え方を考えたらなんらかの制限が必要ではないかと思う。

○事務局（長島）

前回もお話しましたが、屋外広告物条例で対応していきたい。景観法に基づく景観計画で眺望点を定めて眺望景観保全エリアを決めたのだからということで、屋外広告物のあり方については、屋外広告物審議会の方でご意見をいただきたい。

○吉田委員

資料2の4ページのシミュレーション写真であるが、区域図に表示した色とシミュレーションの建物の色を合わせたのであれば、一番下の写真はオレンジではなく緑色になるのではないか。

B地区のグレーが、眺望景観保全基準を適用しないと紫になるのはなぜか。説明しようとしたときに地区の色と掛け合わせて見たほうが判りやすいと思うので色で分けるのは良

と思うが、眺望景観保全基準を適用しないと色が変わるのなぜか。

また、このシミュレーションは建蔽率 100%と想定しているようであるが、これでは現状と比べると、景観が頑張ると今より悪い景観になってしまうという勘違いをされてしまう恐れがある。

○事務局（長島）

同じ色の方が判りやすいので、修正する。

○曾根委員長

建蔽率 100%に関しては、写真に「敷地そのものを立体的にした図です」というようなコメントを付けたら良いのではないか。

シミュレーション写真の適用する、適用しないでC地区は変わらないように見える。

○国吉委員

先程の事務局の説明によると、C地区に関しては1.5倍の緩和以上のものが建つ可能性もあるということなので、もっと高い建物をシミュレーションで書いておかないと効果が判りにくい。

○事務局（平井）

総合設計制度などを使うと、1.5倍の緩和より高い建物が建つこともあるので、修正をしたい。

○吉田委員

C地区で高度地区の緩和を受ける場合には景観のチェックが今までよりも厳しくなるのか。

○事務局（長島）

眺望景観保全区域だからもう少しこうして欲しい、というように強めに誘導ができると思う。見慣れないデザインの塔屋はやめてくださいというような誘導はできる。

○湯澤委員

白抜きになっているところは高い建物が建つことはありえないところなのか。

○事務局（長島）

市街化調整区域と、南の発電所の部分は工業専用地域である。

市街化調整区域で許される10mの高さは否定できない。工業専用地域も高度地区の高さ制限はかかっていない。景観計画には都市計画法との整合性も求められているので、現行の用途を否定するようなことは成立しない。

○湯澤委員

くりはま花の国は市街化調整区域ではないのか。

○事務局（長島）

花の国は工業地域である。しかし、公共の施設であり、緑地指定されているので緑は保全される。

○富澤委員

久里浜港眺望点は人が入れる場所なのか。

○事務局（長島）

人は入れる。この場所は内湾からの視点を意図している。眺望点は海の中というわけにはいかないの、構造物として押さえておく必要があるの、ここを設定した。公共の場所であることは間違いない。

○曾根委員長

プロムナードになっているというようなことはないのか。人が入れない場所を眺望点に指定するのは矛盾する。

○曾根委員長

国吉委員からの指摘であるが、適用除外の記載のしかたは、このままでは事業者にとって有利になっているから、眺望保全区域を設定した目的がわかるように書いたほうが良い。景観の約束事を作っているのだから、努力をしてくれというような言葉が入れば、話し合いも開始できるであろう。

○事務局（長島）

運用する段階では、ここで既存不適格の建替計画があれば、なんでも OK というのではなく、まず第一には基準内に収めてもらうような依頼はする。ただし、法的な拘束力はない。

○国吉委員

横浜の事例であるが、みなとみらい線の開通に伴う建設需要の増加のため、関内地区で基礎容積緩和を行った。その結果、75mや 100mといったマンション計画が次々に出てきて、関内らしい景観が崩れてきている。そこで、オフィスの容積は 800%、マンションの容積は 300%とし、中心市街地らしい工夫をすればマンションの容積を 1.5 倍まで緩和するという特別用途地区に変えた。これまで住んでいた関内人からは、新しいマンション住民に関内人としての町づくりに参加することを教育すべきとの意見もある。そして建替る場合でも、既存不適格の適用緩和は認めないことになっている。もともとの市民が町を作ってきているということは新しい市民もわかっているの、こういった新しい仕組みについて反対もなかった。

あまり住宅が増えすぎると、オフィスや商業施設が来づらくなってきて中心市街地として成り立たなくなってしまうこともある。

ある程度の経済活動も認めつつ、市民全体に通用する論理が必要である。

○住岡委員

久里浜港はあまり人が行くような場所ではない。ハーブレストラン前も素通りしてしまう。看板などで見どころを示すなど、ここが眺望点であるということがわかるような表示が欲しい。

○事務局（長島）

もし眺望点が指定されたら、PR を行っていきたい。

○曾根委員長

他にご意見がないようであれば、まとめたい。たくさんの意見があったので、次の指摘事項を付して事務局案でよろしいとすることにしたらどうか。

- ① 適用除外の表記に関してもっと工夫をして加筆、変更をしてもらう。
  - ② 区域内では、高さだけでなく、表層についての指導ができるように加筆、工夫する。
- 以上の付帯条件を付けて市からの諮問に対して異議なしの答申をしてもよろしいか。

○委員全員

異議なし

○曾根委員長

異議なしとの意見をいただいたので、

- ① 適用除外の表記に関してもっと工夫をして加筆、変更をしてもらう。
  - ② 区域内では、高さだけでなく、表層についての指導ができるように加筆、工夫する。
- という条件を付して異議なしと本日付で答申することにする。

○曾根委員長

では次に議事 2 横須賀市景観計画の変更について（審議）に入る。事務局より説明をさせる。

○事務局（平井）

景観法に基づき、平成 18 年 7 月 1 日に横須賀市景観計画を施行した。今回は、その景観計画に追加事項がある。本市の良好な景観を形成するために、議事 1 で答申いただいた（仮称）くりはま花の国眺望点及び眺望景観保全基準を追加し、また、うみかぜの路景観重要道路を追加したいので、これら変更について伺いたい。

資料 2 の 2 ～ 4 ページにあるのは、議事 1 で指摘された点を改善して追加することにした。

資料 2 の 5 ページから説明する。

・景観重要公共施設：

景観法では、景観計画区域内にある道路法や河川法などに係る施設で、良好な景観の形成に重要なものを景観重要公共施設と定義している。これらの公共施設整備に係る事項を各施設管理者の同意を得て景観計画に規定することで、規定された基準に沿った整備がさ

れることになる。

・範囲の考え方：

今回は、うみかぜの路景観重要道路として JR 横須賀駅から平成町・馬堀海岸を経て観音崎レストハウスに至る道路を指定したいとして、国、県、市の道路管理者と協議を行ってきた。この路線は、本市の文化事業である海と緑の 10,000 メートルプロムナードにもなっており、また、沿道住民のボランティア活動による施設管理も行われている。

・色彩の考え方：

基準は道路施設の色彩について規定した。路線 1 と路線 2 にわけ、地域性を考慮してマンセル値で基準を示した。道路施設の基本的な色彩の考え方は、線材は低彩度のダークブラウンとしている。面的に大きなものや視認性が必要なものは、明度の高いグレーベージュとしている。海や街路樹や丘陵の緑を主役として、後から人為的に作る色彩は、周辺環境に調和させるように基準を設定している。

・その他：

道路管理者以外のものが行う施設の整備に関しては、協力を要請していくものとしている。

資料 2 の 7 ページにあるように、眺望景観保全基準の施行は一定の制限がかかるものなので周知期間を設けて 7 月 1 日からの施行とし、その他は 4 月 1 日の施行としたい。

資料 2 の 8 ページでは景観計画変更のスケジュールを示している。10 月にパブリックコメント手続を行い、市民から意見を受ける。その間に地域住民には眺望景観保全基準に関する説明会も開催する。これらの意見を受けて最終案を作成し、平成 20 年 2 月に都市計画審議会を経て、もう一度景観審議会に報告し、市長決裁後告示したい。

○曾根委員長

先程の「眺望点及び眺望景観保全基準」と新しく「景観重要公共施設」の 2 点を景観計画に加えるということであるが、いかがか。

○吉田委員

景観重要道路の色彩基準にある色彩が実施どのような色なのかかわからないのではないかと。色票だけではこんなに暗い色なのかと思われてしまう。

○曾根委員長

色チップだけではわかりにくいので、実際できたものの写真を載せて説明した方が良いのではないかと。パブリックコメント時には一般の市民がわかりやすい表現を工夫する必要がある。

○事務局（長島）

カラー写真にするなどイメージがわかりやすいように工夫をしたい。

○国吉委員

この色彩基準を決める目的はバラバラなものを統一することなので、いろいろな施設が載っている写真が良い。

景観重要公共施設が位置付けられると、整備の際の手続はどうなるのか。

○事務局（長島）

景観法の中では、景観計画に位置付けられると、施設管理者が自らこの基準で整備を進めるということになる。逆に言うと市は関与できないものである。

○事務局（平井）

法律制度にはないが、神奈川県は、景観計画に位置付けるだけでなく、景観行政団体と整備に関する協定書を結んで、その実効性を担保する工夫をしている。

○国吉委員

公共施設となっているが、道路占用物件はどうなるのか。

○事務局（長島）

法の中では占用基準を定めることができるとなっている。しかし、管理者は占用基準を定めると、その運用を自分達で行わないといけなくなるため、否定的である。そのために、6ページ中段に記載したように、景観推進課が占用物件の設置者には色彩基準への適合を要請することになっている。

○曾根委員長

この路線だけでなく、沿道の空間には波及しないのか。

○事務局（長島）

法律上は公共施設で、しかも道路法や河川法等に基づいたものだけである。しかし、今後影響があるかもしれない。

○加藤委員

電柱・電線についてはどうなるのか。特に路線2の方はほとんど未整備であると思うが。

○事務局（長島）

今のところ予定がない。調整を図りながら進めていく。路線2に関しては、道路幅員そのものが狭いこともあり、用地確保からも困難である。しかし、景観重要道路に位置付けることで追い風になるかもしれない。

○富澤委員

市民ボランティアが管理していると説明があったが、具体的にはどのような活動があるのか。

○事務局（平井）

道路沿いの花壇に花を植えているボランティアや、ごみを拾う活動をしているボランティア、街路樹ボランティアがいる。

○諏訪委員

整備のスケジュールは見通しがあるのか。進捗具合を見ながら見直しも必要なのではないか。

○事務局（長島）

お金があれば、整備計画を立ててできるかもしれないが、今はこのために新たに整備するのではなく、たまたま新設がある時やメンテナンス時の整備で徐々に変えていくことで、管理者の同意を得ることができた。

○住岡委員

馬堀の護岸の絵について、周囲の人に聞いてみると良いという評価もあった。今後はどうするつもりなのか。

○事務局（長島）

もともとは落書き防止で市民に絵を描いてもらうという事業であった。現在はページに塗装し絵はないが、市役所内でももう一度絵を復活させようという意見もある。市民の意見も両論であるので、十分に議論して決める必要がある。

○富澤委員

この路線全体の色彩計画を考えているので、絵が合うかどうかは疑問である。  
この道路施設の工作物とは、噴水は該当するのか。噴水は誰が管理しているのか。

○事務局（平井）

噴水は工作物に入るが、対象として考えていなかった。道路管理者が維持管理している。

○曾根委員長

他に意見がないならば、事務局案の資料2で議事1の部分の訂正を加えてもらって異議なしとしてよろしいか。

○委員全員

異議なし

○曾根委員長

では、眺望景観保全基準の訂正を行った上で、資料2の通り横須賀市景観計画を変更することに異議なしと、本日付で答申することとする。

議事1の訂正に関しては、本日の意見を受けて事務局が訂正後、確認をするものとする。

○委員全員

確認は委員長に一任する。

○曾根委員長

では、私が確認し、確認後は各委員に訂正後のものを送付することとする。  
他に議事に関係ないものでもなにかご意見はあるか。

○住岡委員

景観重要樹木の指定の件であるが、2件推薦したい。大楠山のクスノキが1本と、子安の里のシラハミカンである。

○事務局（長島）

所有者の意見も聞かなければならないが、所在地を教えていただければ、確認をして候補としたい。

○富澤委員

最近、美術館のサインが道路上にたくさん出ているが、なぜあれは縦書きなのか。

○事務局（平井）

昨年度、美術館オープンに向けて案内サインを設置したかったが、県の道路標識に表示させてもらいたいと依頼したが、県の道路管理者からは、法律上の理由で断られた。柱に共架させるならよいと言われ、そのためには構造計算が必要であり、構造上あの縦の形になっている。

場合によっては県の道路標識に表示されている例もあるので、可能性について今後も県と協議していくつもりである。

○曾根委員長

横の連携を取って、道路全体、市全体で良くした方が良い。

他に意見はないようなので、第8回横須賀市景観審議会を閉会する。

議事録署名委員

---

議事録署名委員

---